

公園施設長寿命化対策支援事業 東御中央公園遊具等設置工事
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

東御市の中心に位置する本公園は、芝生広場をはじめ、体育館、市民プール、テニスコートなどの体育施設があり、市民の健全な心身を育む場として親しまれている。

近年、本公園を安全安心に利用していただくために、公園施設の計画的な修繕・更新に取り組んでいる。

そうした中で、一部の遊具について設置から20年以上が経過し、老朽化が著しく使用が困難な状態になったことから、撤去のうえそれに代わる新たな遊具の整備を行うこととなった。

整備する遊具については、3歳から12歳までの幅広い年齢層の子供たちが利用することを想定しており、公園利用者に喜ばれ、長く安全に利用してもらうために、公募型プロポーザル方式により、豊富な経験と専門知識を有する事業者から企画の提案を求め、優れた提案者を工事請負候補者として選定することを目的とする。

2 事業概要

(1) 工事名

公園施設長寿命化対策支援事業 東御中央公園遊具等設置工事

(2) 発注方式

既設遊具の撤去と、新たな遊具等の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

(3) 工事概要

- ・既設ザイルクライミング撤去 一式
- ・遊具の設計、製作及び設置工事（基礎含む） 一式
- ・安全施設設置工事 一式

※「(6) 工事価格」の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

(4) 工事期間

契約締結日から令和2年3月19日まで

(5) 工事箇所

東御市鞍掛177番地2（東御中央公園）

(6) 総工事価格

30,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 敷地面積

約5200㎡ ※別添平面図（資料1）の範囲内（ザイルクライミング設置箇所は

約 795 m²)

(8) 「(7) 敷地面積」の敷地内に存在する遊具

- ・本事業において撤去するもの
 ザイルクライミング (1基)
- ・現状のまま残すもの
 大型滑り台 (1基)、複合アスレチック (1基)

(9) 設置予定遊具等

- ・複合遊具 1基以上
- ・安全施設 一式
- ・その他

複合遊具の設置を基本とするが、利用者の年齢層を考慮する中で、小型遊具等を設置することも可。

また、必要な設備等があれば提案すること。

(10)遊具仕様

- ・遊具の対象年齢
 3歳～12歳
- ・遊具の基準
 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)
 「遊具の安全に関する基準 (JPFA-SP-S:2014)」(社)日本公園施設業協会
- ・その他
 腐食しにくく耐久性に優れ、維持管理(交換・修理)がしやすい材質・構造とする。
 また、現状の地形を活用するものとし、周辺施設や景観との調和を図ること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- (2) 東御市が付与した平成31・32年度入札参加資格のとび・土工工事業を有する者のうち、入札参加資格者名簿に登載された所在地が東御市内である者。
- (3) とび・土工工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する特定建設業許可又は一般建設業許可を有している者。
- (4) 建設業法第26条に規定する技術者を配置できる者であること。
- (5) 配置する技術者は、本工事の入札参加資格確認書提出日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること。

- (6) 東御市建設工事等入札参加者に係る指名停止要綱（平成 16 年告示第 14 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けていないものであること。
- (7) 建設業法第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 東御市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (10) 国税、県税並びに市税等を滞納しているものでないこと。

4 参加申込

(1) 提出物

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領及び工事特記仕様書（資料 3）を理解したうえで、以下に定める書類等を提出すること。

提出物	様式	備考
①参加申込書	様式 1	
②誓約書	様式 2	
③同種事業の実績調書	様式 3	
④技術提案書	A 4 版任意	下記（※ 1）参照
⑤概要図・構造図・配置計画図	A 3 版任意	
⑥工程計画表	任意	
⑦工事内訳書（見積書）	様式 4	見積金額が予定の工事価格を超えている場合は、審査対象から除外する。
⑧プレゼンテーションボード	A 3 版任意	下記（※ 2）参照

※ 1：技術提案書の様式は任意、ただし A 4 版・片とじ・横書きを基本とし、「1 目的」を理解のうえ、「5 技術提案を求める範囲」に記した項目の順に記載すること。

※ 2：プレゼンテーションボードの様式は任意だが、遊具等設置イメージ（パース図等）がわかるものを 1 枚にまとめて作成し、別に、「2（7）敷地面積」に示した範囲内に配置した状態について、既設の大型滑り台や隣接する施設（くじら噴水等）との位置関係も含め、そのわかるイメージ図も作成し、提出すること。ただし A 3 版・横向き・横書き・片面印刷とすること。

(2) 提出部数

「(1) の①～⑦」は、正本 1 部、副本 6 部。（副本は複写でも可）

「(1) の⑧」は、利用者アンケート及び屋外掲示用にラミネート等による耐水加工をしたものを 2 組、その他屋内掲示用として 15 組。

(3) 電子データ

提出物は、電子データ（CD）でも提出すること。

電子データ形式は、汎用型の形式（PDF、Word、Excel）で作成すること。

5 技術提案を求める範囲

(1) テーマ・コンセプト

東御中央公園の遊具としてふさわしい提案を求める。

(2) 遊具の構成要素

前述する「2 (10) 遊具仕様」を満たしたうえで、設置遊具、配置計画等について、下記課題に対する技術提案を求める。

- ・子供の発達年齢に合わせた遊具の構成
- ・冒険、挑戦したくなるような魅力ある要素
- ・周辺施設や景観との調和
- ・近隣市町村の公園にない独想性のある遊具

(3) 工事全般

本工事を行う際の施工方法（安全対策等）について提案を求める。

※工程計画については、「4 (1) 提出物⑥工程計画表」により示すこと。

(4) 維持管理

各使用材料別に検討するとともに、遊具全体の維持管理の負担を低減できる対策の提案を求める。（下記について示すこと。）

- ・耐用年数の長期化対策
- ・メンテナンス性の向上対策
- ・設置後 20 年間のメンテナンス計画及び維持管理費等内訳

(5) 安全配慮

安全配慮への提案を求める。（下記について示すこと。）

- ・遊具と遊具周辺の安全配慮
- ・安全施設（転落防護等）整備

(6) 配置提案

利用する側、見守る側の双方の視点に立ち、周辺施設との回遊性を考慮した配置提案を求める。

※現状の地形を活用した配置とすること。

6 質問書の受付・回答

本実施要領及び仕様書の内容等に関する質疑については、別紙（様式5）により電子メールで下記アドレスに送信するものとする。

質疑は、令和元年9月5日（木）午後5時まで受け付けるものとし、回答については令和元年9月12日（木）までに市ホームページにて公表する。

なお、口頭による質疑、照会は受付けない。

7 参加申込書及び誓約書・技術提案書の受付

(1) 受付期間

令和元年8月29日(木)から令和元年9月27日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出先

都市整備部建設課都市計画係

(3) 提出方法

提出は持参又は郵送(書留)によるものとし、持参による提出の受付時間は、土日祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時まで、郵送の際には必ず電話等により受付の確認をすること。

なお、提出物は「4(1)提出物」に示すとおりとし、見積金額が予定の工事価格を超えている場合は、審査対象から除外する。

8 現地確認

現地確認は、公園利用者の妨げにならない範囲で自由に行うことができる。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加申込者が作成した技術提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。(非公開)

(1) 開催日

令和元年10月8～10日の間(予定)

※参加申込者数等により変更することがある。

(2) 場 所

東御市役所

(3) 所要時間

20分以内とする。(口頭発表15分、質疑応答5分)

※参加申込者数等により変更することがある。

(4) その他

- ・プレゼンテーションを行う者は、本業務に直接携わる予定の責任者とし、当該者を含め出席者は3人以内とする。
- ・技術提案書のほか、これを補完するものとして資料が必要となる場合は正1部・副6部用意すること。
- ・詳細な日程等については、別途通知する。
- ・当日、指定された場所・時刻に来ない者は、辞退したものとみなす。
- ・プレゼンテーションにプロジェクター等を利用する場合の機材について、東御市で用意するものは、プロジェクター(1基)及びスクリーン(1基)とし、使用する場合は事前に連絡すること。(パソコンは各参加者で用意すること)。

10 工事請負候補者の選定等

工事請負候補者は、提出された書類一式、利用者アンケート、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に選定する。

【利用者アンケートの実施】

プレゼンテーションボードを掲示または提示したうえで、利用者に優れていると思う提案を一つ選んでもらう。(対象者及び審査は非公開)

11 審査方法

- (1) 評価委員会において、「プロポーザル評価基準」(別紙1)に基づき審査を行う。
- (2) 審査方法は、評価項目ごとの評価点数の合計点数で競うものとする。
- (3) 審査結果は、参加申込者全員に通知するとともに、東御市ホームページに掲載する。

12 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載、他事業者の盗作等があった場合
- (3) 公平な審査を妨害する行為があったと認められる場合
- (4) その他、本要領に違反すると認められる場合

13 プロポーザルの日程

項目	期日	備考
プロポーザルの公告 ・実施要領の公表	令和元年8月29日(木)	市ホームページに掲載
質問書提出期間	令和元年8月29日(木) ～令和元年9月5日(木)	午後5時まで受付
質問書回答	令和元年9月12日(木)	市ホームページに掲載
参加申込書・技術提案書等提出物受付終了	令和元年9月27日(金)	午後5時まで受付
プレゼンテーションの実施(予定)	令和元年10月8～10日	
審査結果の通知・公表(予定)	令和元年10月中旬	
契約締結(予定)	令和元年10月下旬	

14 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用は、すべて参加申込者の負担とする。
- (2) 書類受理後の修正・変更は認めない。なお、技術提案書等は返却しない。
- (3) 参加申込者から提出のあった書類等の著作権は参加申込者に帰属するが、選定において複製を作成する場合がある。

(4) 参考資料

- ・東御中央公園平面図（資料1）
- ・既設遊具設置状況写真（資料2）
- ・工事特記仕様書（資料3）

15 提出・問い合わせ先

東御市都市整備部建設課都市計画係

〒389-0592

長野県東御市 281-2

電話：0268-64-5914 FAX：0268-64-5881

E-mail：kensetsu@city.tomi.nagano.jp